

長剣連第 08－020 号
令和 8 年 3 月 1 2 日

各加盟団体長 様

(一財) 長崎県剣道連盟
会 長 灰 谷 達 明
【公印省略】

高齢者（65 歳以上）の段位審査修業年数短縮について

標記につきましては六段以上について既に適用頂いておりますが、この度各
県の会員の皆さまからのご要望を受け、3 月 6 日の全剣連理事会で三段から五
段につきましても修業年数の短縮の承認が得られましたので、ご連絡致します。
協会員の皆さまへ広くご紹介頂き、6 5 歳以上の方へ積極的に受審頂くようご
案内をお願い致します。 以上

記

段位	現 状	改定後（満 6 5 歳以上の者）
三段	二段受有後 2 年以上修業した者	二段受有後 1 年 以上修業した者
四段	三段受有後 3 年以上修業した者	三段受有後 2 年 以上修業した者
五段	四段受有後 4 年以上修業した者	四段受有後 2 年 以上修業した者
六段	五段受有後 5 年以上修業した者	五段受有後 2 年以上修業した者
七段	六段受有後 6 年以上修業した者	六段受有後 3 年以上修業した者
八段	七段受有後 10 年以上修業し、 かつ、満 4 6 歳以上の者	七段受有後 5 年以上修業した者

※ 6 4 歳以下の方は現状の通りです。